

後期高齢者医療制度についてのお知らせ

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方と、65歳以上で一定の障がいがあり申請による加入をされた方の医療保険です。7月以降、新しい保険証（被保険者証）を簡易書留でお送りします。

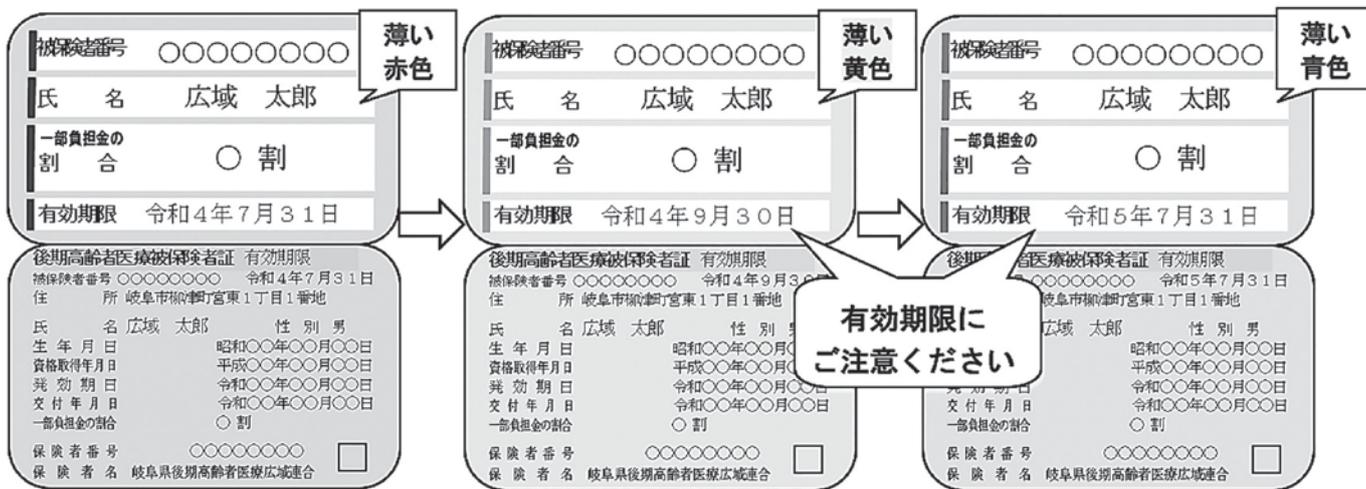
【重要】 令和4年度は、保険証を2回お送りします。

※令和4年10月1日より医療費の自己負担割合区分に「2割負担」が加わるための特例です。

令和4年7月31日まで
有効の保険証（現在の保険証）

①8月1日から9月30日まで
有効の保険証（7月中旬に発送）

②10月1日から翌年7月31日まで
有効の保険証（9月中旬に発送）



- ・限度額証及び減額認定証は、有効期間が1年です。※対象者の方には、①の保険証と一緒に送ります。
- ・有効期限の切れた証を処分する際は、新しい証とお取り間違いのないよう、証の色等をご確認ください。

令和4年度の保険料について

保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計です。

令和4・5年度の保険料は、以下のように計算することが決まりました。

年間保険料 (100円未満切捨て) ※年額66万円を上限とします。	=	所得割額 被保険者の所得 ^{※1} × 8.90%	+	均等割額 46,023円 ^{※2}
--	---	--	---	--------------------------------------

※1 前年の所得 - 基礎控除額（前年の合計所得が2,400万円以下の方は43万円）

※2 世帯の所得等により、軽減される場合があります。

令和4年5月末までに後期高齢者医療制度に加入された方には、7月中旬頃に、「後期高齢者医療保険料額決定通知書」をお送りします。1年間の保険料額や、納付方法が記載されていますので、ご確認ください。

保険料の納め方について

① 年金からのお支払い「特別徴収」

年金の受給額が年額18万円以上の方で、介護保険と後期高齢者医療制度の保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超えない場合は、年金からお支払いいただきます。

② 口座振替や納付書によるお支払い「普通徴収」

特別徴収の条件を満たさない方は、町から送付される納付書や、口座振替によって保険料をお支払いいただきます。保険料のお支払い忘れがなく、便利な口座振替をおすすめします。

●確定申告期限の延長期間に申告された方へ

確定申告期限の延長期間（及びそれ以降）に申告をされた方は、新年度の自己負担割合や、保険料額の決定に間に合わない可能性があります。この場合、当初は申告前の情報等に基づく保険証や保険料額の決定通知をお送りし、後日、申告内容をふまえた再判定を行い、変更があった場合は、保険証や決定通知書を送り直します。

この時、特別徴収（年金天引）であった方が、普通徴収（納付書納付や口座納付）に変わることがあります。

●医療費の窓口負担割合の見直しについて（2割負担の施行）

令和4年10月1日から、一定以上の所得がある方の医療費の窓口負担割合が、2割に変更されます（3割に該当する方を除く）。

《一定以上の所得がある方》

後期高齢者医療制度に加入されている方	所得等の条件 ※全て前年の所得及び収入等
同じ世帯に1人のみ	加入者ご本人の課税所得が28万円以上で、かつ、年金収入とその他の合計所得金額の合計が200万円以上の方
同じ世帯に2人以上	課税所得が28万円以上の加入者がいて、かつ、加入者全員の年金収入とその他の合計所得金額の合計が320万円以上の方

●2割負担となる方への配慮措置について

- ・令和4年10月1日から令和7年9月30日まで(3年間)は、**2割負担の施行による負担増額が1か月最大3,000円までに抑えられます**（外来医療のみで、入院の医療費は対象外）。
- ・配慮措置が適用される場合は、高額療養費として、登録されている高額療養費の口座に払い戻します。
- ・2割負担となる方で高額療養費の口座が登録されていない方には、本年秋頃に、岐阜県後期高齢者医療広域連合から支給事前申請書を郵送します。申請書が届きましたら、記載例等の内容に沿って、口座の登録をお願いします。

※厚生労働省や地方自治体が、電話や訪問で口座情報登録をお願いしたり、キャッシュカードや通帳をお預かりしたり、ATMの操作をお願いすることは**絶対にありません**。

※不審な電話があった場合は、最寄りの警察署や警察相談専用電話（#9110）、または消費生活センター（188）にお問い合わせください。

お問い合わせ

◆2割負担が施行される理由や背景について

厚生労働省コールセンター 電話 0120-002-719

※厚生労働省HPに説明資料等があります。

◆2割負担に関する制度等の説明について

岐阜県後期高齢者医療広域連合 電話 058-387-6368(代表)

住民保険課 ☎27 - 0174